報告書及び文書受領

六月十五日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成二十二年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十一年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十二年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書を受領した。

また、同日内閣から、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十一年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

また、同日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成二十一年度エネルギーに関する年次報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十一年度第四・四半期（出納整理期間を含まず。）における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十一年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

弔詞

六月二日逝去された元副議長秋山長造君に対し、同月十五日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられました　元議員勲一等秋山長造君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　井野　靖久

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（総務省大臣官房付）総務事務官　平川　薫

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する

（同）同　大泉　淳一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する（以上六月八日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房秘書課付）検事兼法務事務官　初又　且敏

法務省刑事局付に併任する

法務省大臣官房秘書課付の併任を解除する（六月八日）

（名古屋地方検察庁検事）検事　朝火　恒行

東京地方検察庁検事に配置換する（六月十一日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　中井　優介

高松地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（六月十三日）

財務省

日本銀行参与に任命する（六月十一日）　米倉　弘昌

最高裁判所

大津地方裁判所判事兼大津家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　飯田　喜信

大津地方裁判所判事に補する　柴田　寛之

大津地方裁判所判事に補する

兼ねて大津家庭裁判所判事に補する

大津家庭裁判所長を命ずる　鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事・鹿児島簡易裁判所判事　土肥　章大

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事に補する

東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる

東京地方裁判所立川支部長を命ずる

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する

東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる

東京家庭裁判所立川支部長を命ずる

立川簡易裁判所判事に補する

立川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　横浜地方裁判所判事　木口　信之

鹿児島地方裁判所判事に補する

鹿児島地方裁判所長を命ずる

兼ねて鹿児島家庭裁判所判事に補する

鹿児島家庭裁判所長を命ずる　簡易裁判所判事　木口　信之

鹿児島簡易裁判所判事に補する

鹿児島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　東京高等裁判所判事　高橋　徹

横浜地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上六月十一日）

官庁報告

労働

最低工賃の廃止決定に関する公示

岡山労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岡山県男子学校服製造業最低工賃（平成９年岡山労働基準局最低工賃公示第１号）を平成22年６月30日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 22 年６月 17 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年六月十七日

関東経済産業局長　高原　一郎

一　件名　北陸瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（越路地区、三島地区・与板地区及び栃尾地区）の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年七月九日　午後二時から

三　場所　ながおか市民センター（新潟県長岡市大手通二丁目二番地六）

四　事案の要旨

1　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款（越路地区、三島地区・与板地区及び栃尾地区）の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び北陸瓦斯株式会社の本社（新潟県新潟市中央区東大通一丁目二番二十三号）及び長岡支社（新潟県長岡市西神田町二丁目一番地二）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北陸瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年六月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北陸瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年六月二十四日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。